

平成 28 年度税制改正提言事項

(税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 有 田 建 二

税制委員長 政 田 寛

税制委員会構成委員

| 役 職 | 氏 名 | 所属法人会 |
|-------|-----------|----------|
| 委 員 長 | 政 田 寛 | 柳井法人会 |
| 副委員長 | 櫻 井 正 明 | 宇部法人会 |
| 委 員 | 宇 高 壽 子 | 山口法人会 |
| 委 員 | 金 徳 篤 司 | 岩国法人会 |
| 委 員 | 久保田 肇 | 光・熊毛郡法人会 |
| 委 員 | 尾 崎 陽 一 | 防府法人会 |
| 委 員 | 畑 善 高 | 厚狭法人会 |
| 委 員 | 吉 水 千 賀 子 | 下関法人会 |
| 委 員 | 大 工 幸 宏 | 長門法人会 |
| 委 員 | 尾 崎 孝 治 | 萩 法人会 |
| 顧 問 | 伊 賀 訓 之 | 徳山周南法人会 |

1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、陳情活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

平成28年度税制改正に関する検討テーマ

| | | 課 題 | 討 議 事 項 |
|--------|-------|----------------|---|
| 総 論 | 経済活性化 | 法人税実効税率の引き下げ | <p>① 円安・株高の定着、都市圏の地価の底打ち、賃上げの伸展、物価上昇傾向等、アベノミクスは一定の効果をあげつつある。</p> <p>② わが国経済の再生を果たすためには、技術革新、設備投資、個人消費の拡大という実体経済に結びつけ、持続的な成長サイクルを構築することが不可欠である。</p> <p>③ その為にも、新たな成長戦略として示された、法人税率の引き下げは地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、法人実行税率の引き下げは着実に実行すべきである。</p> <p>④ 法人課税は企業のビジネスコストの最たるものであり減税のねらいは、企業の負担を軽くし、経済を活性化することにある。</p> <p>⑤ また、企業の大半を占める中小企業は、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が時代や環境の変化、グローバル化の中で存在感を確保し、地域社会への貢献を続けることのできる税制の確立が求められる。</p> <p>⑥ 75%の企業が赤字である。国は若者の地元への就職を活発化させるためにも、赤字企業の減少に努める必要がある。また、中小企業が相続税の負担等において事業が承継できなくなることは、わが国経済に大きな損失を与えるものである。</p> |
| | | 中小企業の活性化に資する税制 | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p style="text-align: center;">財政健全化</p> | <p style="text-align: center;">健全化への道筋 (基礎的財政収支の赤字半減 ・黒字化の達成)</p> | <p>① 安倍政権は経済再生と財政再建の両立を目指した政策運営を行っており、成長戦力の推進による経済の好循環の持続とわが国の経済再生を成し遂げていくためには、基盤となる財政を健全なものにしていくことが必要不可欠となる。</p> <p>② 政府において検討されている財政健全化計画は、わが国の経済財政運営に対する市場の信認と国際的評価を維持する前提であり。将来世代に対する負担の付回しを食い止めるためにも極めて重要なものである。</p> <p>③ しかしながら、財政健全化への道筋は依然として不明確であり、削減すべき財政赤字額は相当規模にのぼる。財政再建への具体策、社会保障制度改革は、先送りされている重要な課題である。</p> <p>④ 政府目標である、プライマリーバランスの2020年黒字化の実現に向けては、高い経済成長の実現が不可欠の条件であるだけでなく徹底した歳出削減、消費税等のさらなる増税という歳入・歳出の両面での改革が必要である</p> <p>⑤ 財政再建に向けて、デフレ脱脚、経済成長を最優先としつつ、財政健全化への道筋を確かなものとするための、実効性ある財政ルールを構築すべきである。現政権が安定した政権基盤を固めつつある今こそ、医療介護費の抑制等、国民に痛みを伴う改革に対しても取り組むべきである。</p> |
|--|---|---|--|

| | | | |
|----------------|------------------------|---|---|
| 総 論 | 社会保障制度の あり方 | <p>持続的な社会保障制度の確立</p> <p>企業への保険料負担のあり方</p> | <p>① 少子・高齢化は急ピッチで進展しており現状の枠組みでは社会保障給付の増加は避けられない。このような状況を打開するには、医療・介護・年金・少子化の各分野における給付の効率化・重点化および「自助」「公助」の役割とその範囲を明確にした社会保険料と税の一体的見直しが「デフレ脱脚」が優先順位のトップに位置づけられる安倍政権ではあるが急務である。</p> <p>② さらに、社会保険料負担の増加は、企業にとって大きな負担となっており、わが国経済の成長を牽引してきた民間企業の雇用創出を阻害する要因ともなりかねない状況となっており、社会保障給付の一層の効率化・重点化や、現役世代中心の負担構造の大胆な見直しが必要である。</p> <p>③ また、活力ある経済社会の構築に向けて、成長の源泉である現役世代の活力を奪わない改革が求められる。若い世代が自助努力によって準備できるような、税制上の優遇措置の検討も必要である。</p> <p>④ このため、歳出面での抑制として年金では、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の段階的な引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」また、国民の同意を得たうえで尊厳死のあり方の検討等、抜本的な施策の実施、医療面では後発医薬品の使用促進、診療報酬体系の見直し、診療報酬等の不正請求の監査の強化を、介護面では所得と要介護度に応じた負担等自助・共助・公助の役割分担を明確にして対応する必要がある。</p> |
| | 行政改革の徹底 | <p>国・地方における無駄の削減</p> | <p>① 消費税の段階的引き上げ等、増税は国民に痛みを求めるわけで、国民の理解を得るには国・地方、政府・議会がまず自ら身を削らなければならない。</p> |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| | | | <p>② また、行政改革は、官と民・国と地方の役割分担を念頭に、行政機構の整理及び合理化などの措置を講じ、行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを目的にしなければならない。</p> <p>③ しかし、改革の取り組みは極めて不十分であり、衆議院の議員定数削減、歳費の削減等、いずれも不十分な状況である。</p> <p>④ また、会計年度の継続性と国民による納税監視の観点から公会計について複式簿記と発生主義による会計を導入することを強く要望する。特別会計にもメスを入れる等、徹底した情報開示をすべきである。</p> <p>⑤ 地方財政の監視役に各自治体において会計監査のエキスパートを育成する制度を設けてはどうか。</p> <p>⑥ 予算の作り方の仕組みを積み上げ方式から変える必要がある。また、交付した助成金を無理やり消化させることはすべきではない。</p> |
| <p>国と地方</p> | <p>地方創生 道州制の導入 (地方への権限委譲と税源の委譲)</p> | | <p>① わが国の中央集権的システムは行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害する要因となっている。</p> <p>② 「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担を明確化し、行政の効率化、財政の健全化を進め、地域の強みを活かした独自の政策が実践できるよう、国から地方へ財源・権限・人員を移譲する必要がある。</p> <p>③ また、地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築するとともに、税源の移譲に伴い地域間格差</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>が拡大することのないよう、偏在を是正する措置を講じる必要がある。</p> <p>④ その上で、各地域がそれぞれの持ち味を活かした機動的な地域経営を自らの権限と責任において行う方向を示すとともに都道府県の枠組みを越えた広域的な地域を構築することが可能な、道州制の導入について検討すべきである。</p> <p>⑤ また、現在の補助金等のシステムは中小企業者が使用するには複雑すぎる。国は若者の地元への就職を活発化させるためにも、黒字企業の増加を図る施策が求められる。</p> |
| <p style="text-align: center;">各 論</p> | <p style="text-align: center;">法人税</p> | <p style="text-align: center;">法人税実行税率 20%台の早期実現と代替財源</p> <p style="text-align: center;">中小企業の軽減税率・投資促進税制等の本則化</p> | <p>① 中小企業の活力強化、企業の国際競争力強化の観点から法人税実効税率については、国際的に未だ高い水準にあり、成長戦略の柱として、早期にアジア諸国と同程度の 20%台に引き下げるべきである。</p> <p>② 代替財源確保に論点に移行しつつあるが、赤字企業からも広く薄く税金をとる外形標準課税の仕組みを拡大し新たな課税基準を検討する前に、赤字企業が 70%を超えている現状に対し、国は資本蓄積を奨励し、これを制度化して黒字企業を増やす指導を徹底すべきである。</p> <p>③ また、地域の経済と雇用を支えている中小企業として、法人事業税の外形課税の拡大、欠損金繰越控除制度の見直し等。中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。行財政改革の徹底により代替財源を捻出すべきである。それとともに、中小企業に対する軽減税率の本則化を強く要請する。</p> |

| | | | |
|--------|-------|--------------------|--|
| 各 論 | 個人所得税 | 所得税の抜本改革 | <p>① 所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹とも言うべき税目として、広く国民全体で負担していくものである。</p> <p>② しかしながら、各種控除の拡大などによる空洞化が指摘されており、各種控除制度は社会構造の変化に対応して整理・統合等、見直しを実施すべきである。</p> <p>③ 一方、所得補足が十分でなく税負担の歪みにより不公平感が生じており、番号制度の実効性を高め、捕捉率を上げるとともに、負担の公平性を図るべきである。</p> <p>④ また、広く公平に負担を分かち合うとの観点から、様々な収入をできる限り課税ベースに取り込んでいくことが必要である。</p> |
| | 消費税 | 軽減税率とインボイス 転嫁対策 | <p>① 消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであるから、増大する社会保障に充当されること明確にし、十分に国民の理解を得る必要がある。</p> <p>③ 複数税率を導入した場合には、現行の帳簿方式では消費税算定は極めて煩雑になる。併せて事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト等は増大する。単一税率を望む。</p> <p>④ また、インボイスを導入した場合には、インボイスに記載された税額を記帳しなければならず、税込経理方式による消費税の経理事務が困難になる等、企業に極めて重い事務負担を強いることになる</p> <p>⑤ 軽減税率の導入には反対。税率アップの効果が減少する。複数税率の導入を図る</p> |

| | | | |
|--|-------------|------------------------------|---|
| | | | <p>のであれば、0%税率を認めて欲しい。</p> <p>⑥ 税の滞納全体に占める消費税の割合は高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因にもなっている。滞納防止策としては、中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面での滞納防止策の強化が求められる。また、先払いすると得になる等のインセンティブのある納付方法を考える必要がある。</p> |
| | <p>資産課税</p> | <p>事業承継税制の確立 相続税・贈与税</p> | <p>① 高齢化の進展とともに、経営者の高齢化も歩調を合わせ進んでいる。今後10年の間に多くの企業において現経営者が引退年齢を迎え事業承継の時を迎えることが想定される。</p> <p>② しかしながら、円滑な事業承継が進まず、高度な技術力、競争力を持ちながら、廃業に追い込まれる企業も少なくない。中小企業は地域経済を担い、地域の雇用の受け皿として重要な役割を果たしており、このような原因で廃業が増加することは、地域経済のみならず、わが国経済において極めて大きな損失である。</p> <p>③ 経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価は高くなり、中小企業の事業承継を困難なものにしている。</p> <p>④ 山口県が要望する事業承継税制は事業用資産を個人資産と区別し、事業用資産の課税を免除し、親子兄弟及び第三者等に分散している株式を事業承継者に負担なく承継できる本格的な事業承継税制であり、企業の存続と雇用の確保に重点を置いた制度である。</p> |

| | | | |
|-----|-----|-------------|--|
| | | | <p>⑤ 事業承継にあたって中小企業が乗り越えなければならない課題は多岐にわたっている。わが国経済を支える中小企業の多様なニーズ、経営者の高齢化、地域における雇用の維持、あらゆる観点からも、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。</p> <p>⑥ また、企業が黒字化を継続していくには自己資本の充実以外になく、国は資本蓄積の奨励策を主導し指導すべきである。</p> |
| 各論 | 地方税 | 固定資産税の課税適正化 | <p>① 地方自治体の根幹をなす固定資産税については、実態との乖離が拡大しつつあり評価方法等について、収益還元法の使用等見直しを含め抜本的な見直しを求める。</p> <p>② また、固定資産税は収益性の低い中小企業に対しても一律に課税されており規模の小さい中小企業に過重な負担となっているので、中小企業に対する軽減税率を検討すべきである。</p> <p>③ 事業所税は、固定資産税等との二重課税になるので、廃止を求める。</p> |
| その他 | | 震災復興 | <p>① 現在の被災地域が抱えている問題の多くは、近い将来、日本が直面する問題でもある。機動的な財政政策により、早期の復興を図るとともに縮減した国内景気へのカンフル剤として弾みをつけ、景気回復への足がかりに繋げるものとしなければならない。</p> <p>② そのためにも、省庁間のセクショナリズム、縦割り行政を打破する必要がある。復興はわが国のガバナンスの問題そのものである。</p> |

| | | |
|--|------|--|
| | 番号制度 | <p>① 番号制度の導入とともに、事業者に新たな納税事務負担が発生する。事業者に対する事務負担の軽減策を検討する必要がある。</p> <p>② また、制度の維持に係るコスト、個人情報保護に向けたシステム整備等、十分に検討する必要がある。</p> <p>③ マイナンバー制度の導入、定着を見極め相続税のあり方について、検討して欲しい。</p> |
| | 租税教育 | <p>① 全ての国民が税の役割や納税の意義について十分に理解しているとは限らない。あらゆる機会を通じ幅広い世代に向け納税者意識の高揚を図る必要がある。</p> |